



# 精神科看護管理ニュース

Vol. **32**

発行 日本精神科看護協会

2017/08/07

## 1 認知症治療病棟入院料の課題が議論されています

7月26日に開催された中央社会保険医療協議会総会（中医協）で、入院医療（その5）に関する検討として、認知症治療病棟入院料等に関する課題（案）が示されました。検討項目は、認知症治療病棟入院料、老人性認知症患者療養病棟に関する検討状況、老人性認知症患者療養病棟の現状です。検討資料で示された内容の一部を、以下に示します。

- ・ 認知症治療病棟と介護保険の老人性痴呆疾患治療病棟入院料という施設基準においては、看護補助者の配置や夜間の看護配置等について違いがある。
  - ・ 認知症治療病棟入院料の経緯をみると、主に高齢者の入院医療に関わる加算等を包括範囲から除外する等の見直しが行われている。
  - ・ 認知症治療病棟入院料のうち、「61日以上」の算定割合が約9割で最も多く、入院料1では、算定件数・算定回数ともに微増傾向。
  - ・ 精神科専門療法の算定回数の内訳をみると、精神科作業療法と入院精神療法が約9割強であり、リハビリテーションの算定回数の内訳をみると、認知症患者リハビリテーション料が約4割である。
  - ・ 老人性認知症患者療養病棟の現状は、約63%の患者で在院日数が1年を超えていた。また60%の患者に身体疾患を合併し、約49%の患者に薬物療法等を必要とするBPSDがあった。
- 具体的な内容や資料は、日精看ホームページ「看護管理者の部屋」にもリンクがあります。

上記の現状に基づき、認知症治療病棟入院料については、今後の高齢者の増加が見込まれる中で、限られた医療資源を有効活用し、より効果的な認知症の入院医療を提供できるよう、

- ・ BPSD（認知症に伴う行動・心理症状）や身体合併症を有する認知症患者への対応のあり方
- ・ 入院日数等の実態を踏まえた、入退院支援のあり方
- ・ 介護サービスとの円滑な連携の推進

といった観点を踏まえ、更なる調査結果等を分析し、引き続き議論してはどうかという課題（案）が示されました。平成30年度診療報酬改定に向けた論点となることが予想されます。

## 2 平成30年度診療報酬改定説明会の開催のお知らせ

今年度も診療報酬改定説明会を全国5箇所（東京・京都・宮城・岡山・福岡）で開催する予定です。また、精神保健福祉法の改定ポイントもご紹介する予定です。開催時期は3月中旬～4月上旬で予定していますが、具体的な開催日、会場、お申し込み方法が決まり次第、日精看ホームページや日精看メールマガジンなどを通じてお知らせします。

1/1

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034